

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部

第 6 4 回 本 部 会 議

日時：令和3年7月9日（金）16：00～

場所：本庁3階テレビ会議室等

1 開 会

2 議 事

（1）夏の再拡大防止特別対策について（協議事項）

3 閉 会

- | | |
|------|--------------------------------|
| 資料1 | 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更内容の概要 |
| 資料2 | 道内の感染状況等について（案） |
| 資料3 | 札幌市の感染状況について |
| 資料4 | 夏の再拡大防止特別対策（案） |
| 資料5 | 夏の再拡大防止特別対策（道案）に対する主な意見 |
| 資料6 | 道立施設における感染防止対策の指針（案） |
| 資料7 | 夏休みにおける家庭と連携した取組等について |
| 資料8 | 石狩振興局の取組 |
| 資料9 | 後志総合振興局の取組 |
| 資料10 | 上川総合振興局の取組 |

新型コロナウイルス感染症に係る基本的対処方針の主な変更について

1 緊急事態措置区域の追加等

措置	対象区域	期 間
追加	東京都	7月12日 ～8月22日 (42日間)
延長	沖縄県	

2 まん延防止等重点措置の期間延長等

措置	対象区域	期 間
延長	埼玉県、千葉県 神奈川県、大阪府	7月12日 ～8月22日 (42日間)
終了	北海道、東京都 愛知県、京都府 兵庫県、福岡県	～7月11日まで

道内の感染状況等について (案)

【令和3年7月9日】

主な指標の状況

	医療提供体制等の負荷			監視体制	感染状況		
	病床全体	うち重症者用病床	療養者数	検査陽性率	新規感染者数	先週1週間との比較	感染経路不明割合
全道 (7/8)	268床 ↓	14床 ↓	522人 ↓	1.9% ↑	287人/週 (5.4人) ↑	1.22 ↑	49.5% ↑
うち札幌市内	89床 ↓	6床 ↓	262人 ↓	2.3% ↑	171人/週 (8.7人) ↑	1.07 ↑	62.6% ↑
道ステージ4基準 (国ステージIII)	350床	35床	796人	10%	796人/週 (15.0人)	増加	50%
道ステージ3基準	250床	25床	増加	増加	133人/週 (2.5人)	増加	50%

※()は10万人あたりの新規感染者数 ※各指標の動向(矢印)は、1週間前との比較

国の分科会提言で示された新たな指標

	医療提供体制等の負荷			監視体制	感染の状況		
	①医療の逼迫具合		②療養者数	③PCR陽性率	④新規陽性者数	⑤感染経路不明割合	
	入院医療	重症者用病床					
全道 (7/8)	確保病床の使用率 12.8%	入院率 51.3%	確保病床の使用率 9.3%	9.8人	1.9%	5.4人	49.5%
うち 札幌市内	12.6%	34.0%	10.7%	13.4人	2.3%	8.7人	62.6%
国 ステージⅣの 指標	確保病床の使用率 50%以上	入院率 25%以下	確保病床の使用率 50%以上	30人 /10万人以上	10%以上	25人 /10万人/週以上	50% 以上
国 ステージⅢの 指標	確保病床の使用率 20%以上	入院率 40%以下	確保病床の使用率 20%以上	20人 /10万人以上	5%以上	15人 /10万人/週以上	50% 以上

最近の感染状況等について①

【感染状況】

- これまで、全道の新規感染者数は大幅に改善してきたが、7月6日から、先週今週比が3日連続で増加している。
- 札幌市においても、減少傾向が続いていたが、感染経路不明割合が急速に増加し、若年層の新規感染者の割合も上昇。市内の人流も中心部では増加傾向が続いている。
- 経過区域である石狩振興局管内、小樽市及び旭川市では、新規感染者数は大幅に減少し、低い水準で推移している。その他の地域では、集団感染の影響により、感染者数が増加した地域が見られている。

【デルタ株】

- 道内のデルタ株は、23例となり、その多くに道外との往来歴が確認されている(7月8日現在)。

【医療提供体制】

- 全道の入院患者数は減少傾向が続き、札幌市内の医療提供体制も一時期より改善してきている。

【首都圏における感染状況】

- 7月12日から東京都が緊急事態宣言の対象地域となり、首都圏では感染の再拡大が強く懸念されている。

【ワクチン】

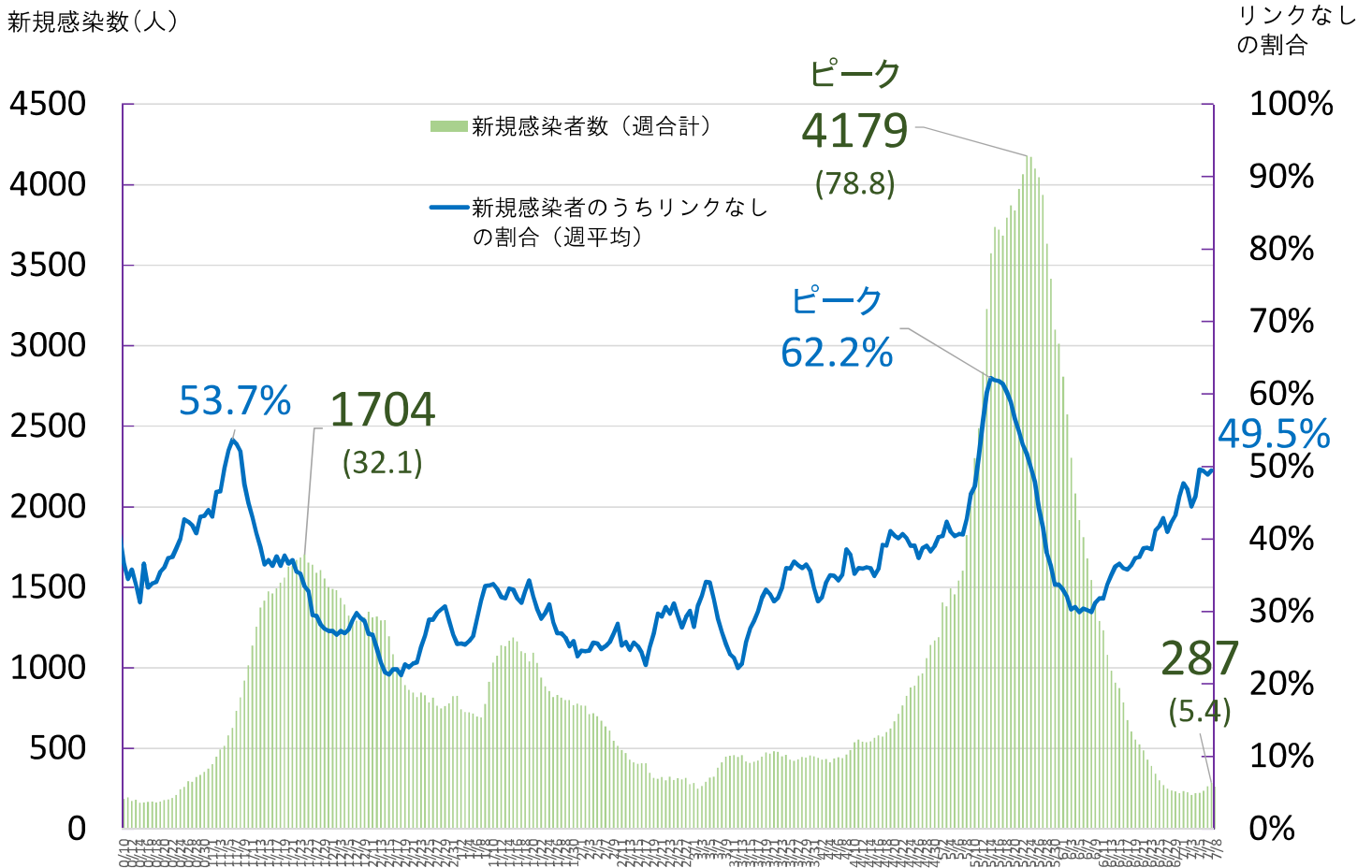
- 65歳以上の高齢者への接種は、7月7日現在、1回目57.9%、2回目28.9%が終了した。直近1週間における一日当たりの接種回数は、前週よりも約2千4百回増加し、約4万2千回。

最近の感染状況等について②

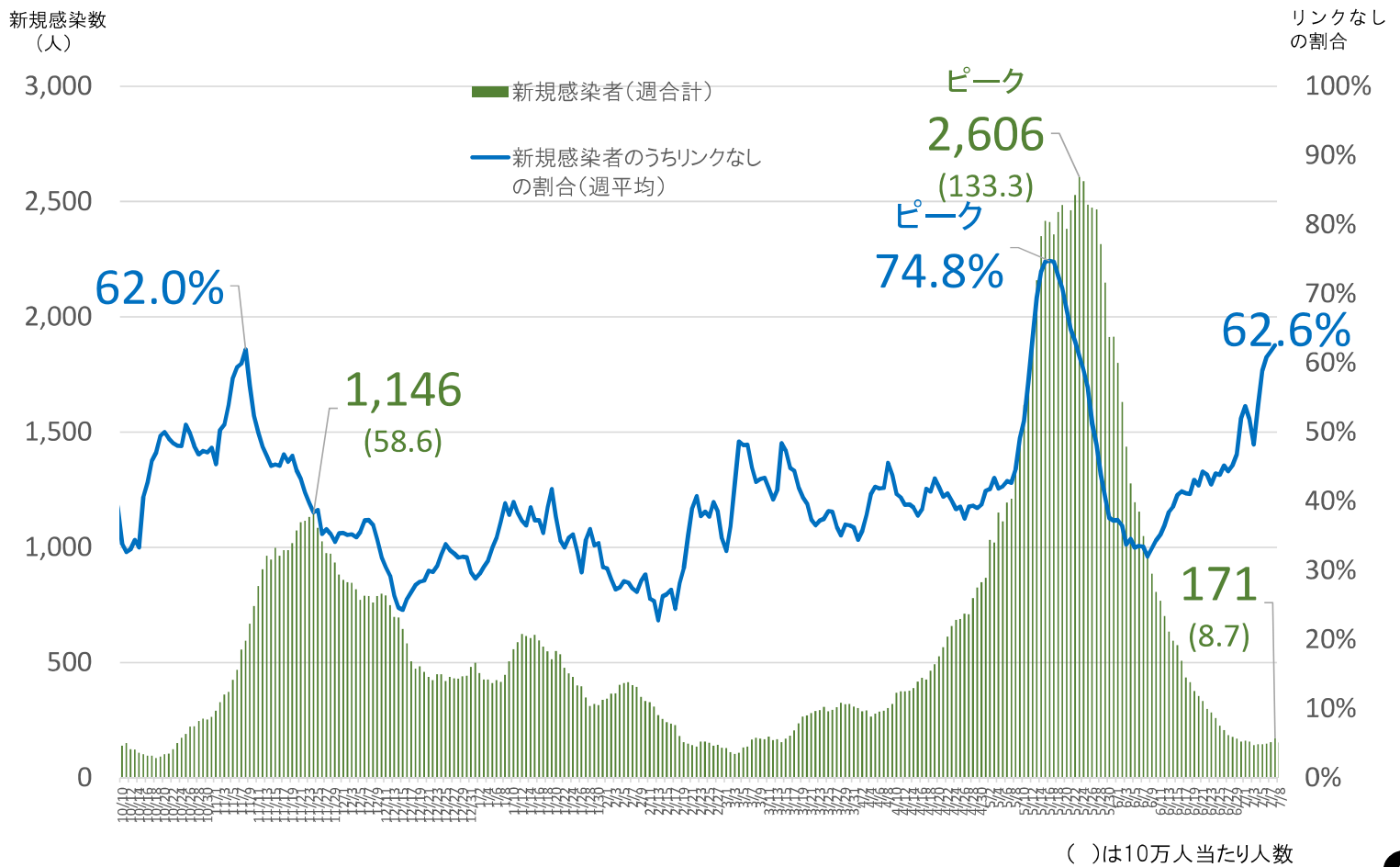
【今後の対応】

- 7月11日をもって、本道のまん延防止等重点措置の終了が決定され、道の警戒ステージの指標のうち、前週今週比を除くすべての指標でステージ3の水準となったことを踏まえ、ステージ3に移行する。
- しかしながら、以下の観点から、全道において、引き続き、感染防止対策の徹底を図るとともに、本道の中心都市であり、他地域との人の往来が活発な札幌市においては、より一層徹底する。
- ① 道内におけるデルタ株の確認事例が増加し、今後置き換わりが進むことが想定されるとともに、感染拡大の予兆を示す指標の悪化、首都圏における感染の再拡大など、警戒が必要な状況が続いており、夏休みシーズンの到来による人の移動の活発化等を見据え、できる限り感染者数を減少させ、医療提供体制の負荷を低減させる必要がある。
- ② まん延防止等重点措置終了後の反動による急激な人流の増加やリバウンドを防止するため、対策の段階的な緩和を図る必要がある。
- ③ 重症化リスクの高い高齢者へのワクチン接種を進めている中で、安定的な接種環境を整える必要がある。

感染状況(全道)

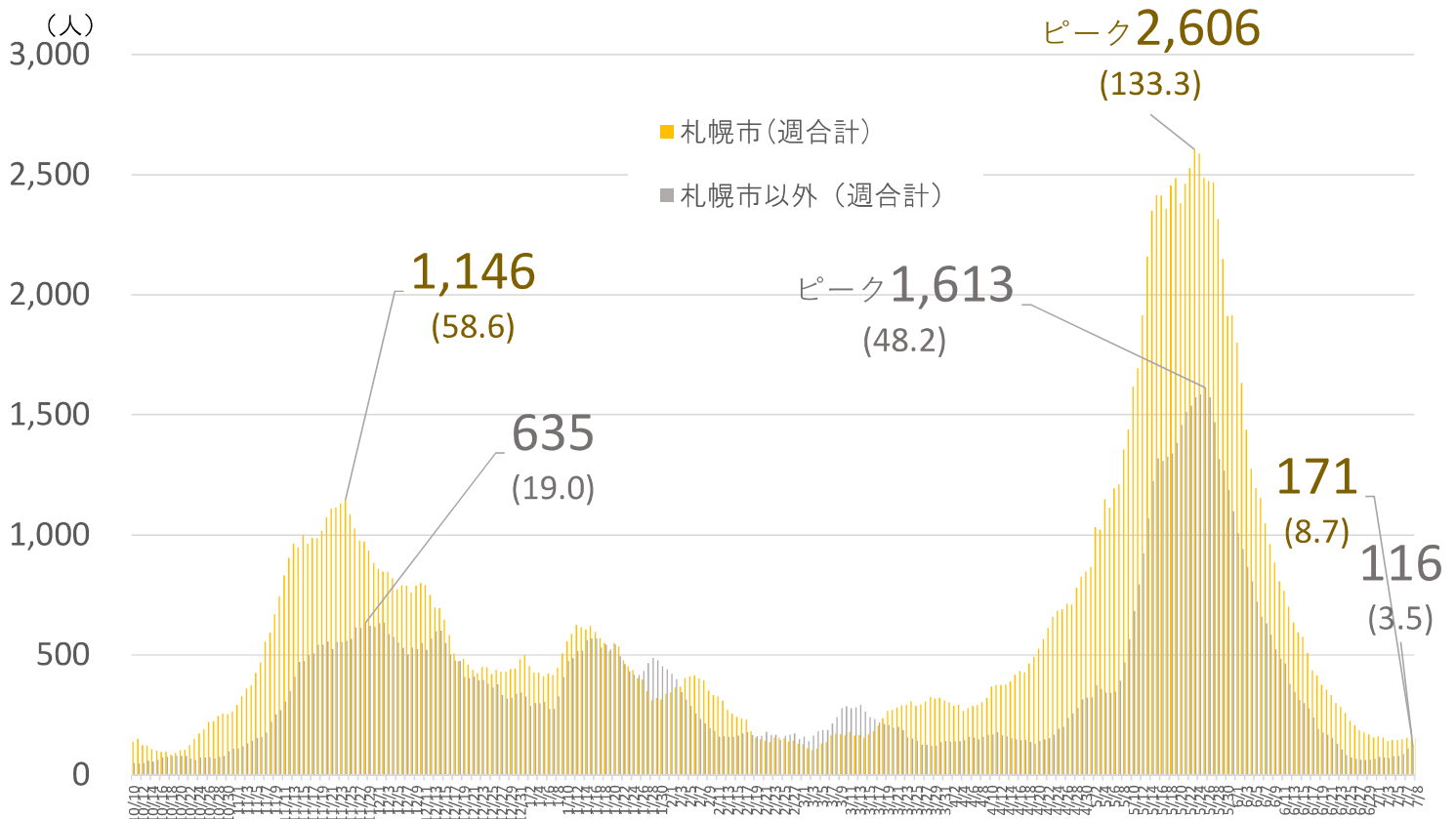


札幌市の感染状況



6

新規感染者数(札幌市／札幌市以外)



※7日間合計で集計。「札幌市」には、札幌市が居住地非公表として発表した者並びに札幌市以外が札幌市居住として発表した者及び居住地を「その他」として発表した者のうち札幌市居住である者を含む。

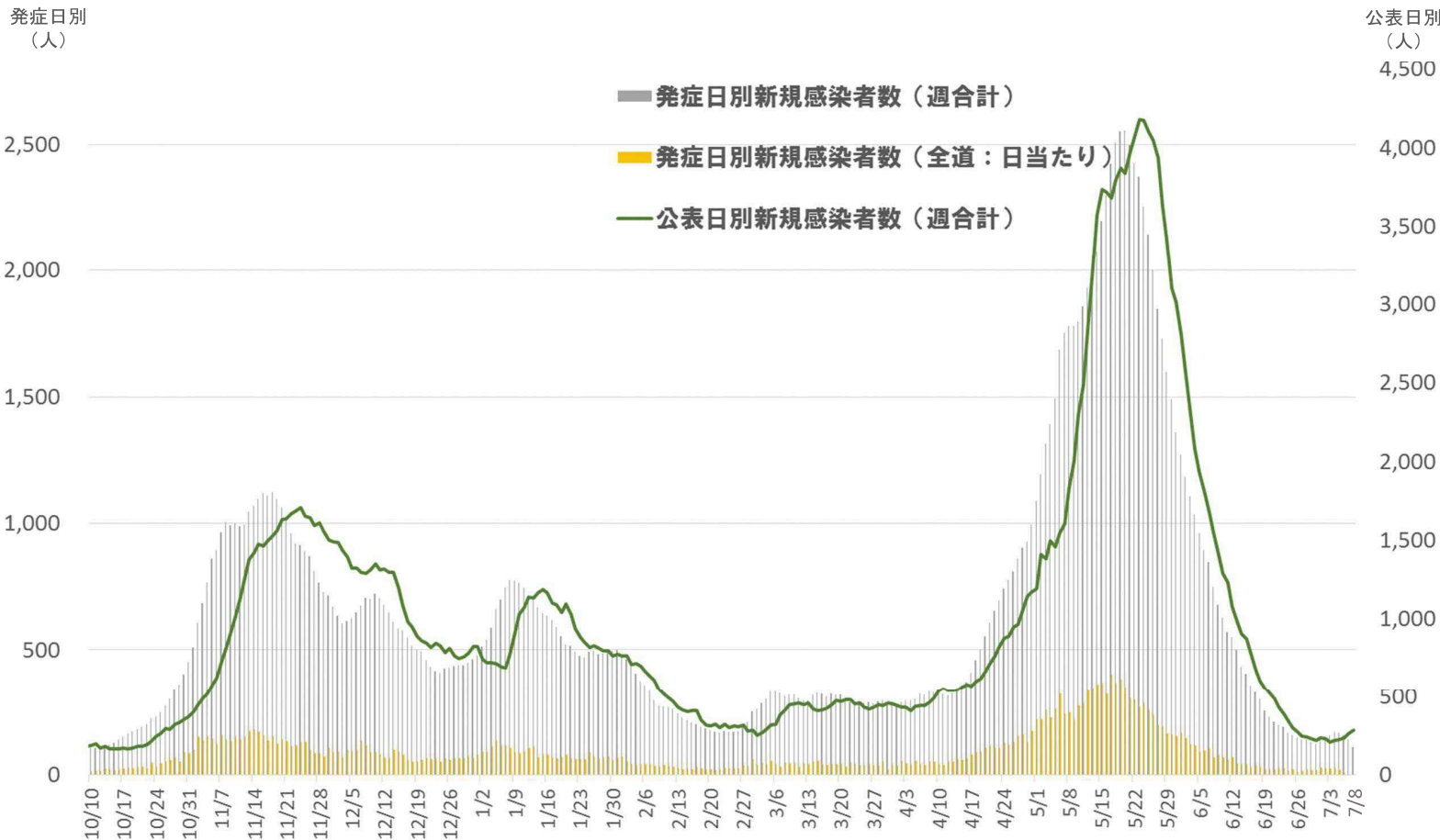
7

地域別の感染状況

	空知	石狩 (札幌除く)	札幌市	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室	道外	合計
6/25 ～ 7/1	3	9	160	2	12	0	15	0	1	9	0	6	10	5	0	3	235
7/2 ～ 7/8	1	8	171	3	4	0	23	0	15	2	0	42	14	2	0	2	287

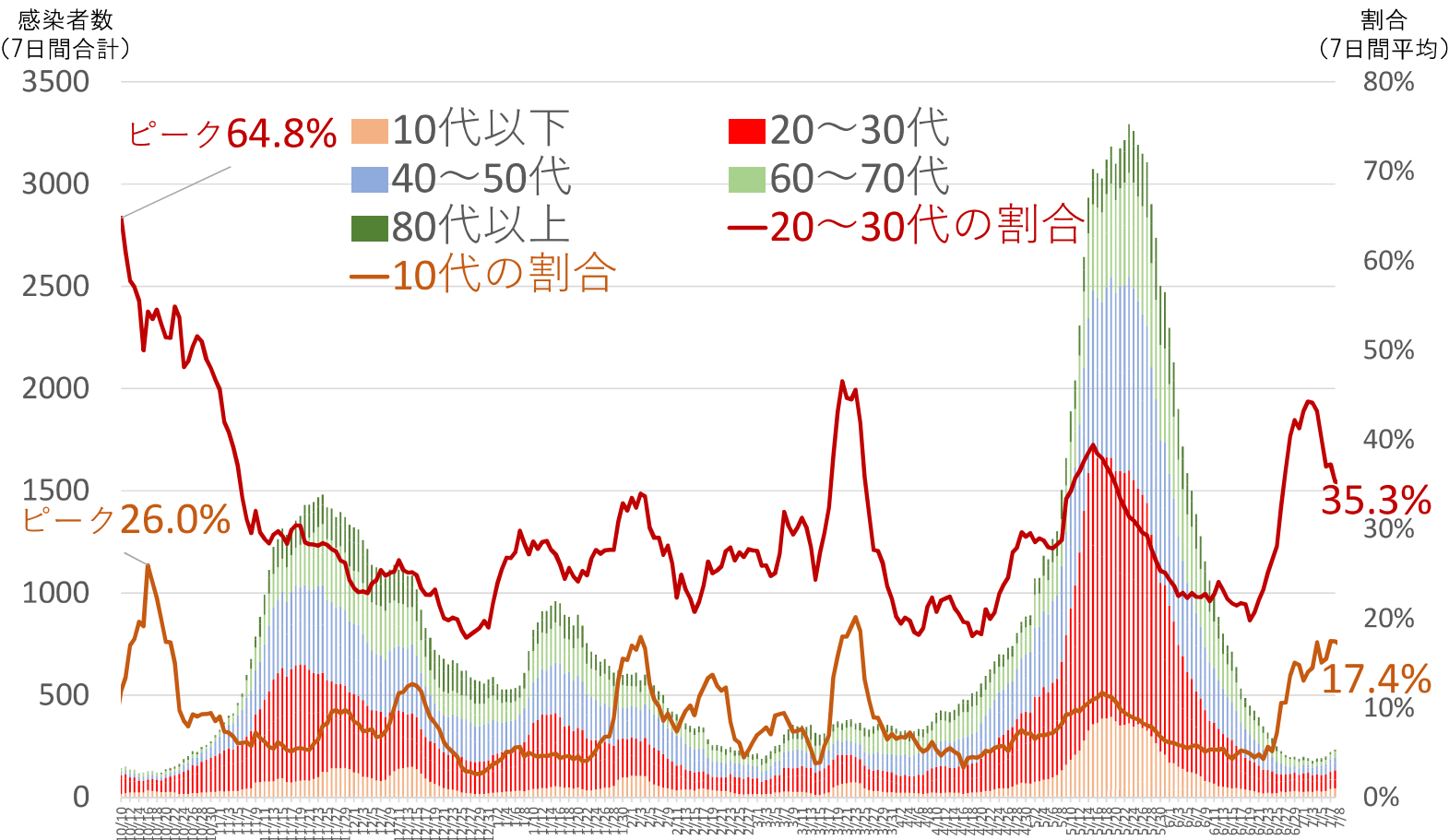
※「居住地」により整理。なお、居住地非公表として発表した者等は、各振興局等に含めて計上。

発症日別～公表日別の新規感染者数(全道)



※発症日別新規感染者数については、調査に時間を要するため、数日前のデータとなる。
 ※無症状者及び発症日不明者があるため、発症日別と公表日別の公表人数が異なる。

年代別感染者数の推移(全道)



(新規感染者のうち年齢公表分を集計)

年代別新規感染者の割合

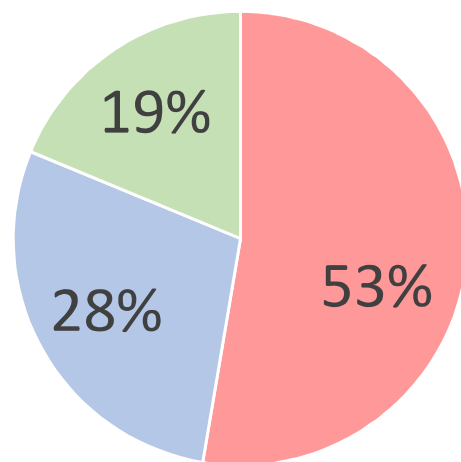
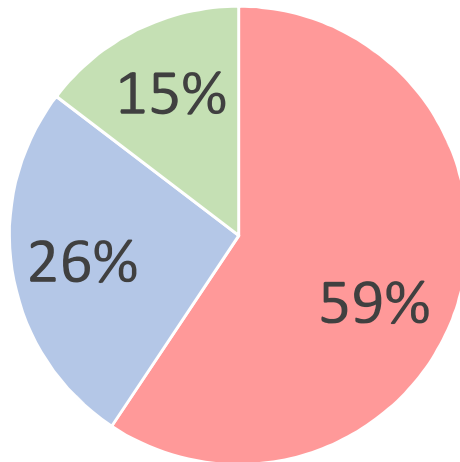
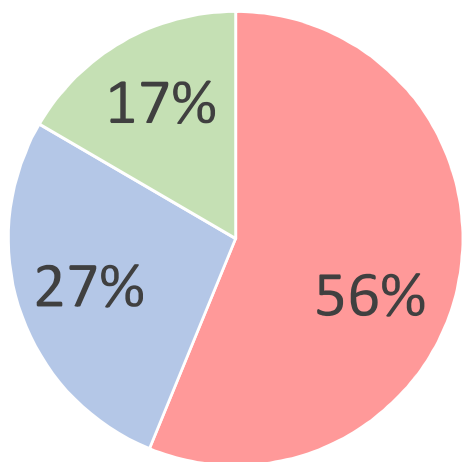
7日間合計 (7/2~7/8)

30代以下 40~50代 60代以上

全道

札幌市

札幌市以外

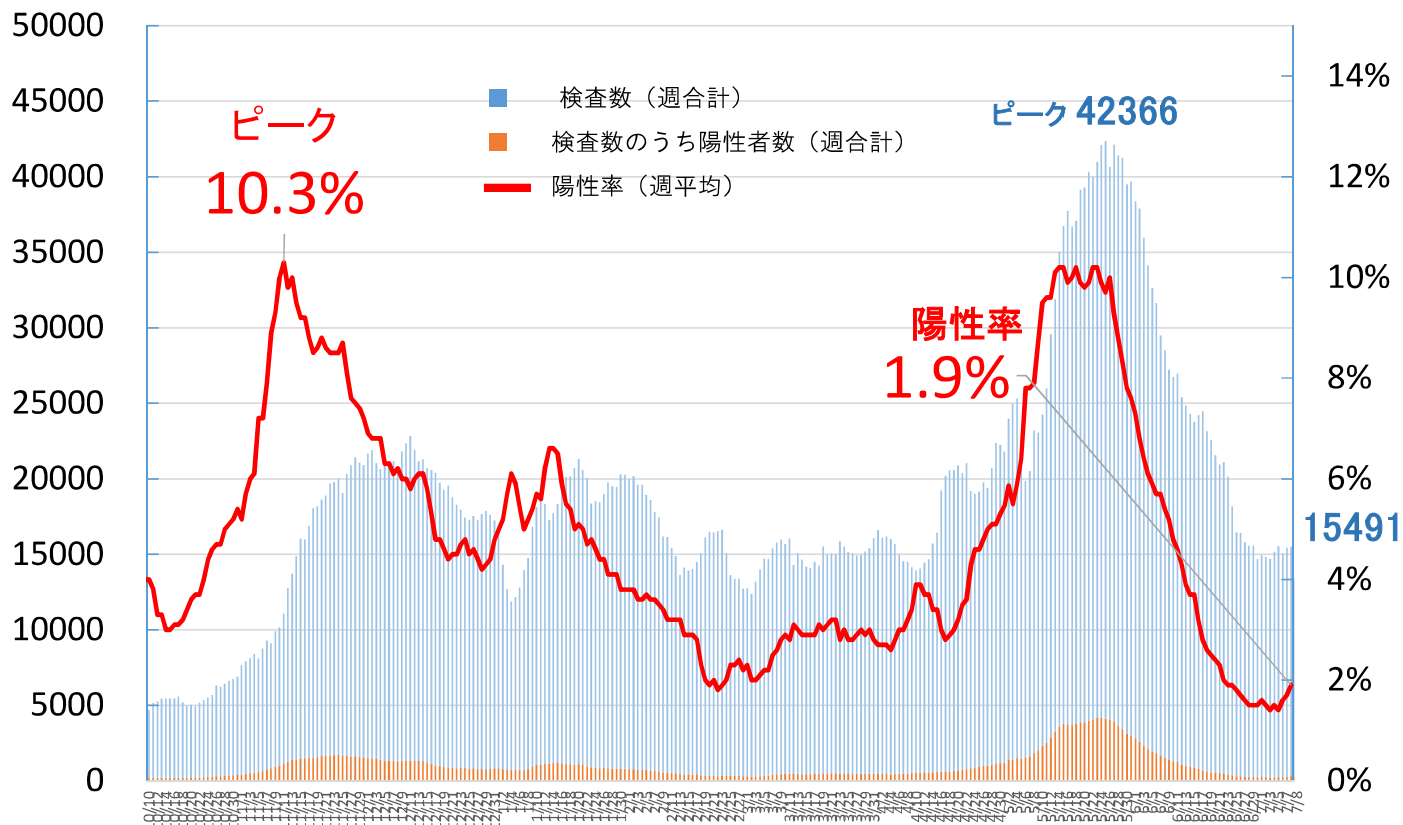


(新規感染者のうち年齢公表分を集計)

監視体制(陽性率と検査数)(全道)

検査数(人)

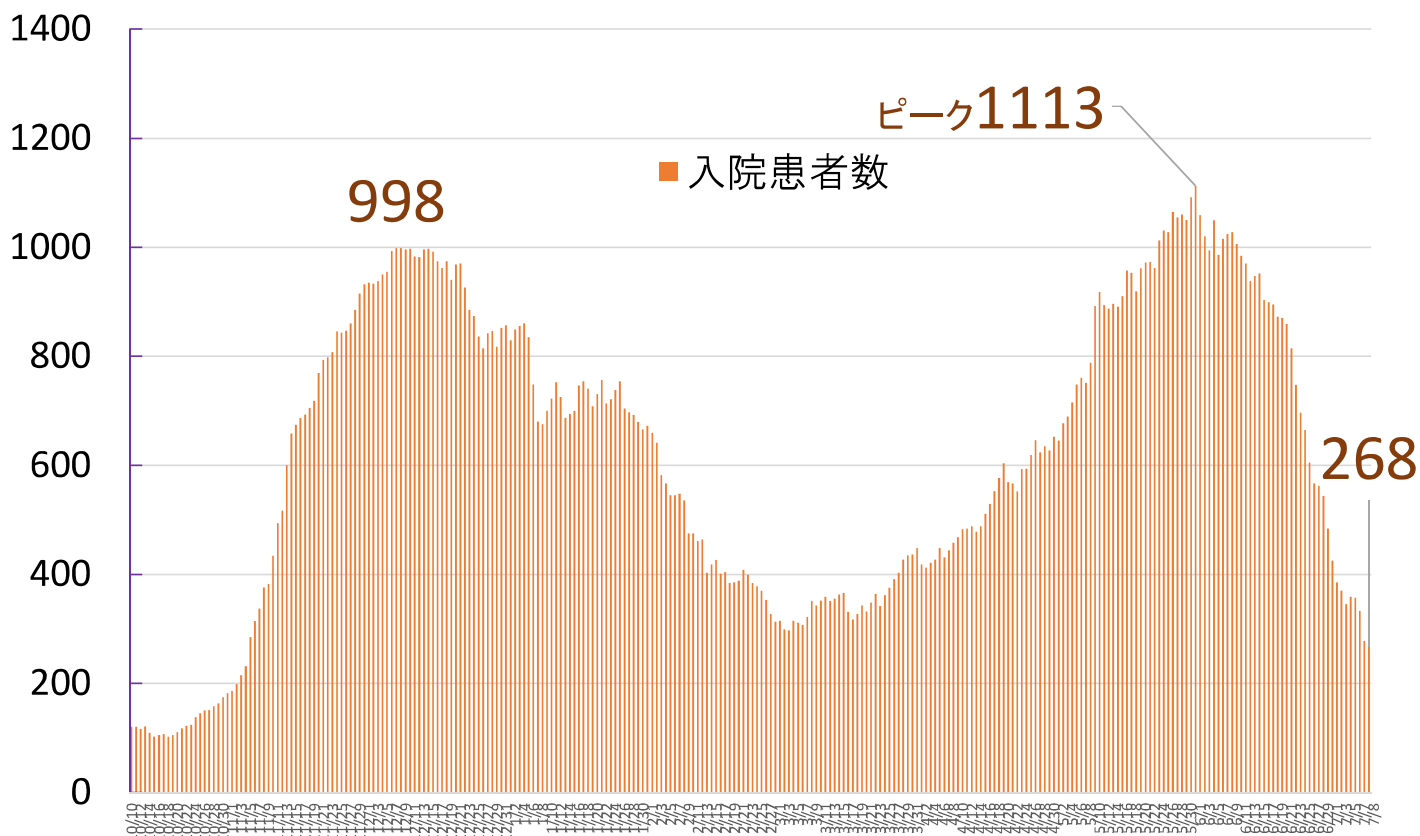
陽性率



12

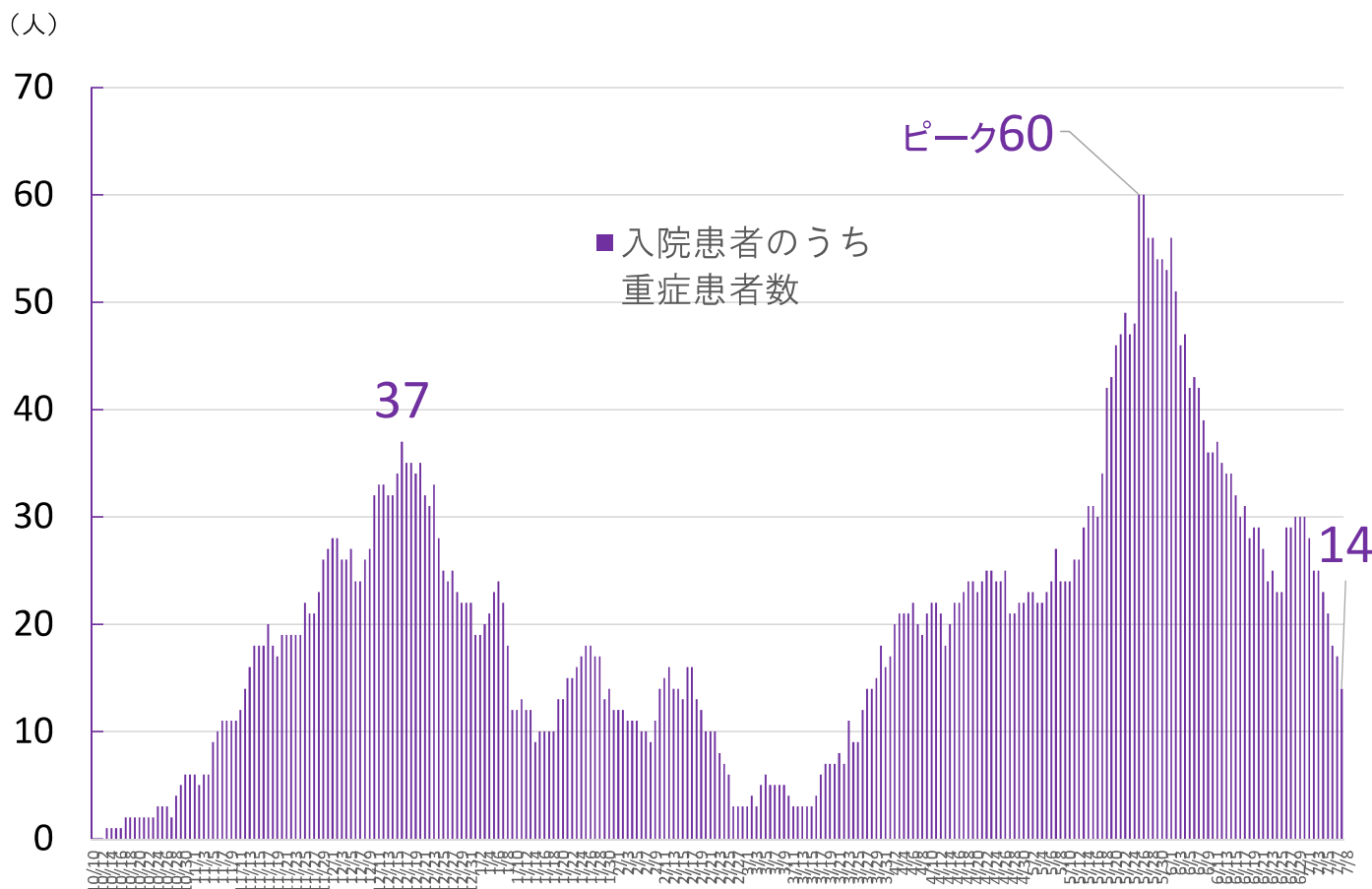
医療提供体制等の負荷(病床全体)(全道)

(人)



13

医療提供体制等の負荷(重症者用病床)(全道)



14

集団感染の発生状況(全道)

	3月	4月	5月	6月	7月 (7/1~8)
医療施設 福祉施設	14件 (294人)	23件 (512人)	86件 (1899人)	22件 (220人)	—
事業所等	9件 (110人)	9件 (81人)	36件 (605人)	26件 (260人)	2件 (12人)
飲食店等	8件 (96人)	14件 (102人)	13件 (134人)	2件 (16人)	—
学校	5件 (84人)	7件 (113人)	23件 (234人)	9件 (89人)	2件 (29人)
合計	36件 (584人)	53件 (808人)	158件 (2872人)	59件 (585人)	4件 (41人)

※「飲食店等」には、接待を伴うもの及び飲食を伴う行事(集会・イベント等)を含み、その他の行事については、「事業所等」に含めている。

15

集団感染の発生状況(札幌市／札幌以外)

	6/18～24		6/25～7/1		7/2～8	
	札幌市	札幌以外	札幌市	札幌以外	札幌市	札幌以外
医療施設 福祉施設	—	—	1件 (5人)	1件 (8人)	—	—
事業所等	3件 (16人)	2件 (17人)	1件 (7人)	1件 (6人)	—	1件 (6人)
飲食店等	1件 (8人)	—	—	—	—	—
学校	—	—	—	—	—	2件 (29人)
合 計	4件 (24人)	2件 (17人)	2件 (12人)	2件 (14人)	—	3件 (35人)

※「飲食店等」には、接待を伴うもの及び飲食を伴う行事(集会・イベント等)を含み、その他の行事については、「事業所等」に含めている。

16

新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種率等)

1 高齢者(65歳以上)向け接種について

		接種数	接種率
北海道 (7/7)	1回目接種	959,357	57.9%
	2回目接種	478,408	28.9%
(参考) 全 国 (7/7)	1回目接種	25,370,908	71.5%
	2回目接種	14,334,870	40.4%

※VRSの入力値に基づくものであり、実際の接種率より低い場合があることに留意。

17

新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種率等)

2 高齢者(65歳以上)向け接種について ※道内高齢者人口区分別接種状況(VRS実績ベース)

高齢者人口区分 (市町村別)	市町村数	高齢者人口(人)	1回目接種率	
			7/7時点	6/30時点比
10万人以上	2	644,873	36.5%	+ 13.8 pt
5万人以上	2	146,108	67.7%	+ 9.7 pt
3万人以上	6	249,767	64.1%	+ 12.6 pt
1万人以上	12	200,028	72.5%	+ 13.2 pt
5千人以上	23	165,833	69.8%	+ 9.4 pt
3千人以上	21	79,529	79.6%	+ 7.3 pt
1千人以上	85	151,058	82.4%	+ 10.5 pt
1千人未満	28	19,151	86.7%	+ 5.8 pt

※VRSの入力値に基づくものであり、実際の接種率より低い場合があることに留意。

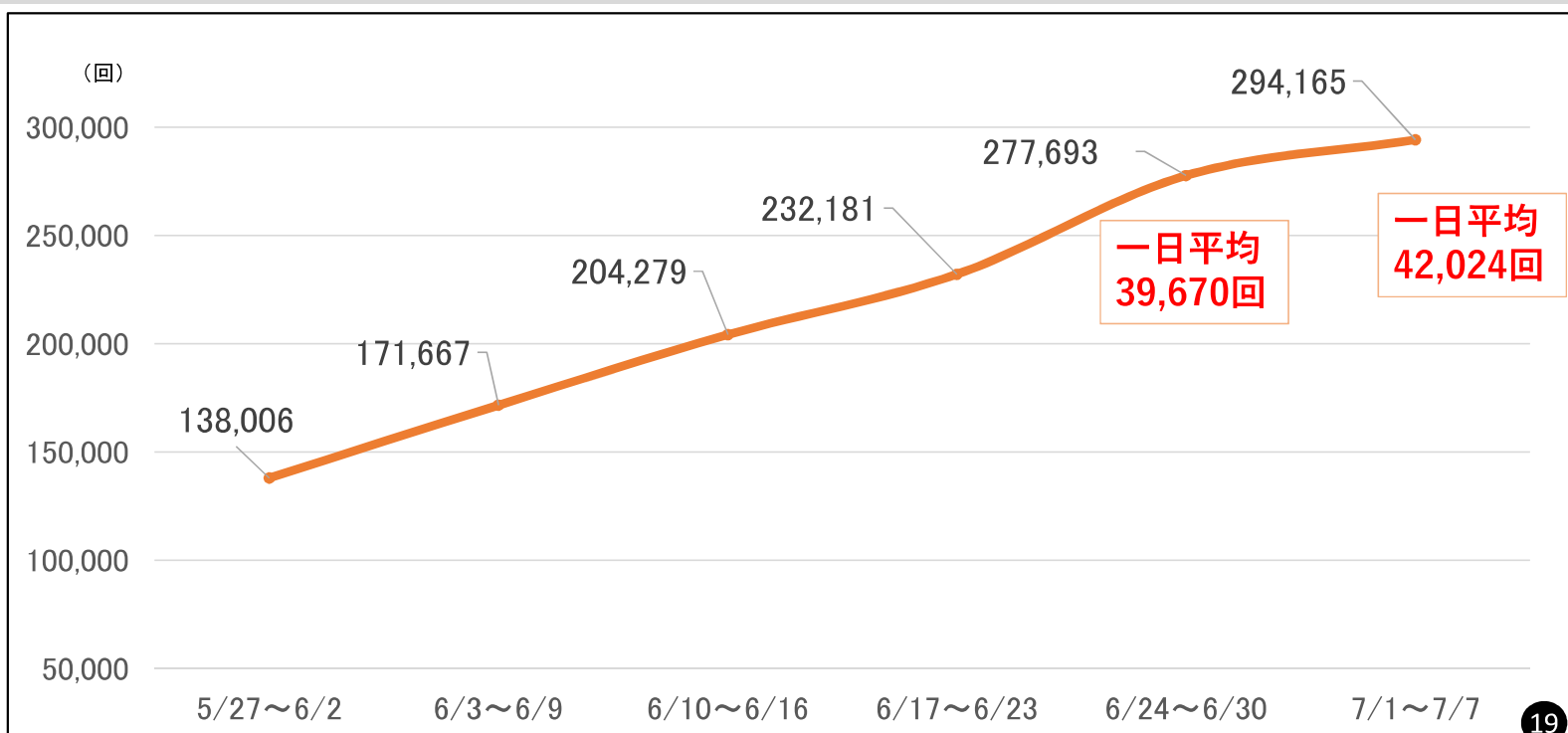
18

新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種回数)

3 直近1週間における接種回数(65歳以上の高齢者)

■ 7月1日～7月7日：29万4,165回(一日平均:4万2,024回)

4 1週間毎の接種回数推移(65歳以上の高齢者)



19

新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種の促進)

5 高齢者向け接種及び職域接種

- 重症化リスクの高い高齢者の方々に、一日も早くワクチン接種を受けていただくため、市町村が行う集団接種に対する支援に加え、医療機関において実施される個別接種や集団接種に係る働きかけにも取り組む。
- 道医師会や札幌大等と連携・協力の下、札幌圏に6月19日から7月末(予定)までの間、道直営の集団接種会場「北海道ワクチン接種センター」を設置。
 [第3週(7/3~7/9)の予約状況]
 予約枠 6,710件 に対し 4,815件 受付、予約率 71.8 % (7月9日9時現在)
 [第4週(7/10~7/16)の予約状況]
 予約枠 7,350件 に対し 4,543件 受付、予約率 61.8 % (7月9日9時現在)
- 職域接種については、引き続き、国や道内企業の動向についての情報収集のほか、北海道経済産業局や先日設立した「経済関係団体感染症対策連携会議」とも連携し、各経済団体やその構成団体を通じた情報提供、道ホームページによる情報提供に努める。

新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種の促進)

6 ワクチンの供給状況(単位:箱数)

- ファイザー社製ワクチンの供給については漸減傾向にあり、7/7に国から示された第11・12クルールの配分計画案でも引き続き同様の傾向が見込まれることから、市町村の希望通りに供給されないなど、引き続き難しい状況が続くものと想定される。

ファイザー社製 ワクチン	第1~7 クルール (4/5~6/20)	第8 クルール (6/21~7/4)	第9 クルール (7/5~7/18)	第10 クルール (7/19~8/1)	計	第11・12 クルール (8/2~8/29)
全国配分	51,241	16,000	11,000	10,600	88,841	(各10,000)
道内市町村 希望量 A	2,489	841	870	1,041	5,241	未定 ※国は、都道府県 設置の大規模接 種の状況やVRSの 入力実績を考慮し た配分も検討
道への配分 B	2,229	696	508	372	3,805	
充足率 B/A	89.6%	82.8%	58.4%	35.7%	72.6%	

※上記のほか、大規模接種会場及び職域接種にモデルナ社製ワクチンが配分されている。

デルタ株の検査状況

全道分(6/4~7/8)

新規
感染者数

スクリーニング
検査数

スクリーニング
検査実施率

デルタ株
疑い事例
(うち確定)

スクリーニング
検査陽性率

2365

1442

61.0%

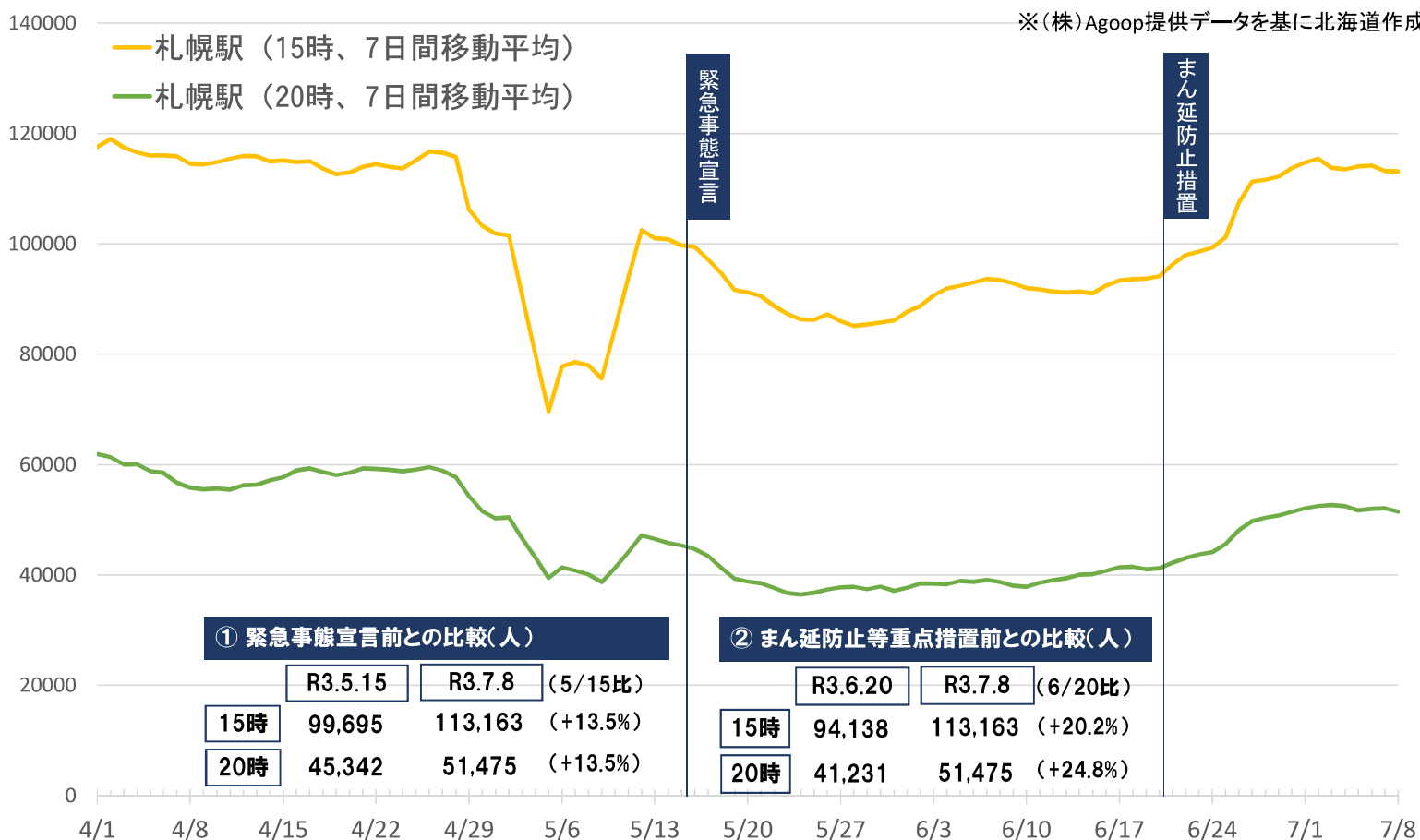
23
(4)

1.7%

22

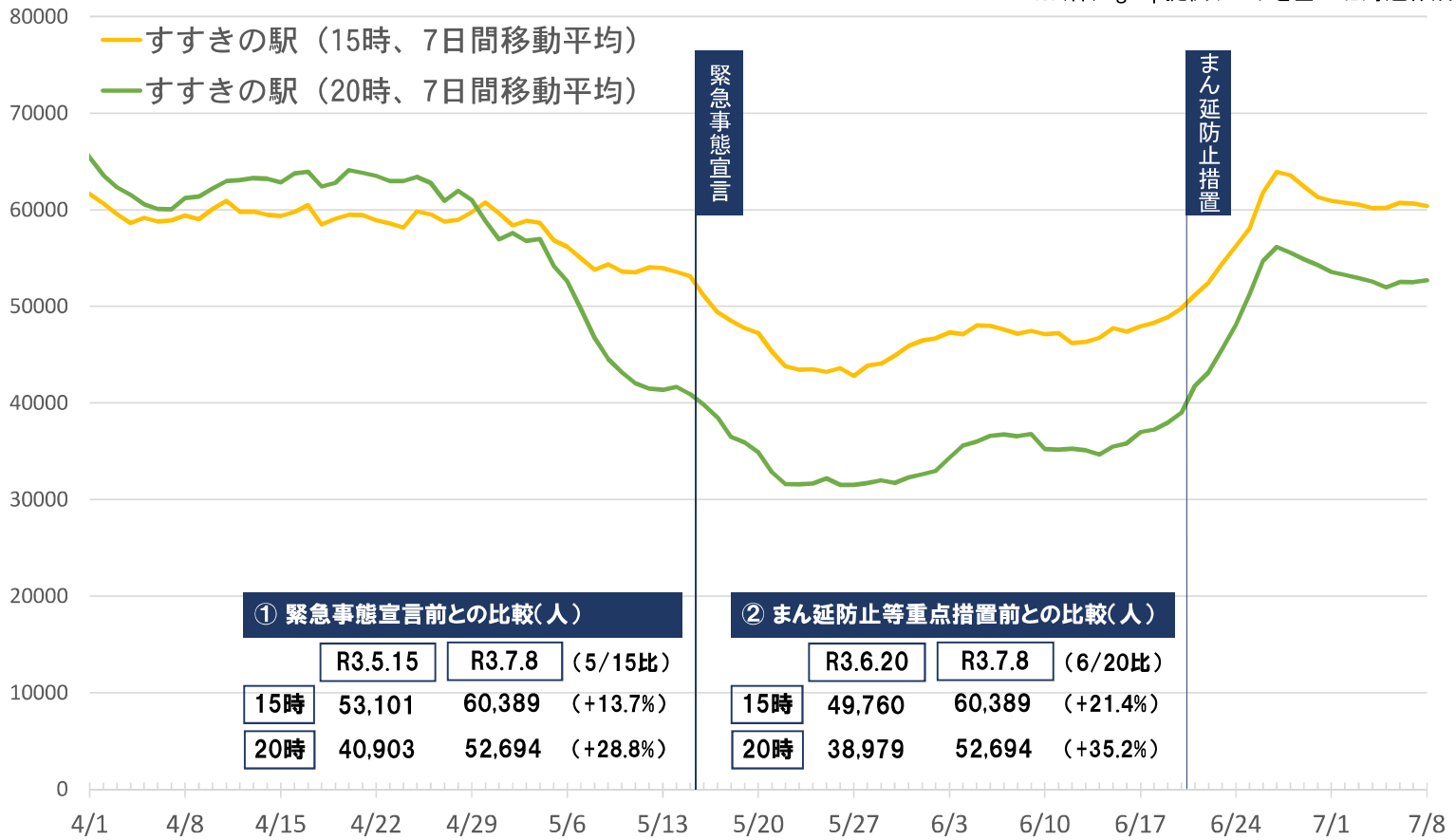
札幌駅周辺の人出

※(株)Agoop提供データを基に北海道作成



すすきの駅周辺の人出

※(株)Agoop提供データを基に北海道作成



夏の再拡大防止特別対策

～大型連休、お盆など、夏休みシーズンにおける
帰省や旅行等の活発化を見据えた対策～

(案)

令和3年7月 日

北海道

夏の再拡大防止特別対策

大型連休、お盆など夏休みシーズンの到来による人の移動の活発化を見据え、リバウンドの防止と段階的緩和の観点から特別対策を講じる。
また、ワクチンについては、発症予防、重症化予防とともに、感染予防効果を示唆する報告もあることから、希望する方への接種が円滑に進むよう、関係機関と連携し取り組む。

対象地域 全道域

期間 令和3年7月12日(月)～8月22日(日)

本道の中心都市であり、他の地域との人の往来も多い札幌市については、「重点地域」として、感染防止対策の一層の徹底を図る。

重点地域 札幌市

期間 令和3年7月12日(月)～7月25日(日)

※ 重点地域としての要請・協力依頼については、原則として期間の満了により終了する(全道域と同様の対策に移行)が、新規感染者数が人口10万人当たり15人に近づくなど、感染の増加が見られる場合には、対策の延長を含め強い措置を講じる。

全道域 (札幌市を除く)

【道民及び道内に滞在している皆様への要請①】

全道域

要請内容

(日常生活において)

- ◆感染性が高いとされるデルタ株に置き換わりが進むことを想定し、「三つの密(密閉・密集・密接)」、「感染リスクが高まる「5つの場面※」」等の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指消毒」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。

(特措法第24条第9項)

※飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり

(特に外出の際は)

- ◆重症化リスクの高い方※と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。

(特措法第24条第9項)

※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方

- ◆感染リスクを回避できない場合、札幌市との不要不急※の往来は控える。(特措法第24条第9項)

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、往来を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても、混雑している場所や時間を避けて行動してください。

- ◆「緊急事態措置区域」及び「まん延防止等重点措置区域」との不要不急の往来は極力控える。(特措法第24条第9項)

※道外への移動がどうしても避けられない場合は、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認の徹底をお願いします。特に発熱等の症状がある場合は、移動を控えてください。

※また、移動先では、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するとともに、特に大人数(5人以上)の会食は控えるようお願いします。

- ◆その他府県への移動は、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、特に大人数(5人以上)の会食は控えるなど慎重に行動する。(特措法第24条第9項)

【来道を検討している皆様への協力依頼】

協力依頼内容

- ◆来道を検討されている方は、基本的な感染防止対策を徹底し、その上で、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認を徹底するとともに、発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控える。(協力依頼)

※国では、夏休み期間中、羽田空港、伊丹空港等から北海道へ向かう利用者のうち、希望者に対して無料のPCR検査・抗原定量検査を行う予定。

要請内容

(特に飲食の際は)

- ◆ 感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用を控える。
(特措法第24条第9項)
- ◆ 飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。
(特措法第24条第9項)
- ◆ 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える。
(特措法第24条第9項)
- ◆ 飲食は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する。(「黙食 ～食事は静かに、会話はマスク～」の実践)
(特措法第24条第9項)

人数上限
及び
収容率
(※1)

- 人数上限(いずれか大きい方)
5,000人 又は 収容人数50%以内(10,000人以内)
- 収容率
[100%以内] 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの(※2)
[50%以内] 大声での歓声・声援等が想定されるもの(※3)
※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する。

特措法第24条第9項

※1 人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。
 ※2 クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等、飲食を伴う発声がないもの(イベント中の食事を伴う場合であっても、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。)
 ※3 ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等(異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい、すなわち、収容率は50%を超える場合がある。)

要請内容

- ◆ イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆ 催物前後の三密及び飲食を回避する方策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆ 国の接触確認アプリ(COCOA)導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆ 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する。(特措法第24条第9項)

※ 7月12日以降も引き続き、上記の記載事項を満たさないチケットの新規販売を停止すること。
 ※ 8月23日以降に開催予定のイベントについても本対策期間中は、上記の記載事項を満たさないチケットの新規販売を停止すること。

要請・
協力依頼
内容

- ◆在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を実施する。(協力依頼)
- ◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する。(特措法第24条第9項)
- ◆感染防止対策が徹底されない場合、カラオケ設備の提供を行わない。(特措法第24条第9項)

要請内容

- ◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。(特措法第24条第9項)
- ◆部活動は、衛生管理マニュアルに基づき、感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆大学、専門学校等ではオンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実施により密を回避する。(特措法第24条第9項)

公立施設

- ◆業種別ガイドライン等に基づき、入場整理など、感染防止対策を徹底する。

重点地域

【札幌市民及び札幌市内に滞在している皆様への要請①】

重点地域

要請内容

(日常生活において)

- ◆感染性が高いとされるデルタ株に置き換わりが進むことを想定し、「三つの密(密閉・密集・密接)」、「感染リスクが高まる「5つの場面※」」等の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指消毒」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。
(特措法第24条第9項)
※飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり

(特に外出の際は)

- ◆感染リスクを回避できない場合、不要不急※の外出や移動を控える。(特措法第24条第9項)
※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても、混雑している場所や時間を避けて行動してください。
- ◆重症化リスクの高い方※と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。
(特措法第24条第9項)
※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方
- ◆「緊急事態措置区域」及び「まん延防止等重点措置区域」との不要不急の往来は極力控える。(特措法第24条第9項)
※道外への移動がどうしても避けられない場合は、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認の徹底をお願いします。特に発熱等の症状がある場合は、移動を控えてください。
※また、移動先では、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するとともに、特に大人数(5人以上)の会食は控えるようお願いします
- ◆その他府県への移動は、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、特に大人数(5人以上)の会食は控えるなど慎重に行動する。(特措法第24条第9項)

【来札を検討している皆様への協力依頼】

協力依頼内容

- ◆来札を検討されている方は、基本的な感染防止対策を徹底し、その上で、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認を徹底するとともに、発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控える。(協力依頼)
※国では、夏休み期間中、羽田空港、伊丹空港等から北海道へ向かう利用者のうち、希望者に対して無料のPCR検査・抗原定量検査を行う予定

要請内容

- (特に飲食の際は)
- ◆21時以降、飲食店等を利用しない。(特措法第24条第9項)
 - ◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用を控える。(特措法第24条第9項)
 - ◆飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。(特措法第24条第9項)
 - ◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える。(特措法第24条第9項)
 - ◆飲食は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する。「黙食～食事は静かに、会話はマスク～」の実践(特措法第24条第9項)

対象施設

〔飲食店〕 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)
 〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗

要請内容

- ◆営業時間は、5時から21時まで。(特措法第24条第9項)
- ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)は、11時から20時まで。(特措法第24条第9項)
- ◆業種別ガイドラインなど次の感染防止対策を実施する。(特措法第24条第9項)
 - ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる
 - ・手指消毒設備の設置 ・食事中以外のマスク着用の推奨 ・施設の換気を行う
 - ・入場者の整理・誘導 ・事業を行う場所の消毒 ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
 - ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場も含む)
 - ・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)及び北海道コロナ通知システムの活用呼びかけ
 - ・従業員への検査推奨 ・同一グループの入店は原則4人以内
 - ・滞在時間の制限(2時間程度を目安)などにより同時に多数の人が集まらないようにする。
 - ・店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う(黙食～食事は静かに、会話はマスク～の実践) など
- ◆飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない。(特措法第24条第9項)

※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給

【飲食店等に対する支援金】

中小企業・個人事業者:1店舗ごと1日あたり売上高に応じて 2.5万円～7.5万円 大企業:1店舗ごと1日あたり売上高の減少額に応じて 最大20万円

【イベントの開催についての要請・協力依頼】

人数上限
及び
収容率
(※1)

- 人数上限(いずれか大きい方)
5,000人又は収容人数50%以内(10,000人以内)
- 収容率
[100%以内] 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの(※2)
[50%以内] 大声での歓声・声援等が想定されるもの(※3)
※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する。

特措法第24条第9項

※1 人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

※2 クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等、飲食を伴う発声がないもの(イベント中の食事を伴う場合であっても、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。)

※3 ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等(異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい、すなわち、収容率は50%を超える場合がある。)

要請・
協力依頼
内容

- ◆営業時間は21時まで(無観客で開催される催物を除く)(協力依頼)
- ◆感染防止対策が徹底されない場合、酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)を行わない。(協力依頼)
- ◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆催物前後の三密及び飲食を回避する方策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆国の接触確認アプリ(COCoA)導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する。(特措法第24条第9項)

※ 7月12日以降も引き続き、上記の記載事項を満たさないチケットの新規販売を停止すること。

※ 7月26日以降に開催予定のイベントについても本対策期間中は、上記の記載事項を満たさないチケットの新規販売を停止すること。

10

【事業者への要請・協力依頼】

要請・
協力依頼
内容

- ◆職場への出勤を抑制する観点から、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等の取組を実施するとともに、職場に出勤する場合でも、時差出勤やローテーション勤務、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を推進する。(協力依頼)
- ◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する。(特措法第24条第9項)
- ◆感染防止対策が徹底されていない場合、カラオケ設備の提供を行わない。(特措法第24条第9項)
- ◆大規模な集客施設においては、入場整理など、感染防止対策を徹底する。(協力依頼)
- ◆主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、21時以降、夜間消灯する。(協力依頼)

11

要請内容

- ◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。(特措法第24条第9項)
- ◆部活動は、活動を厳選(時間、人数、場所等)して、感染防止対策を徹底の上、実施し、これによりがたい場合は、休止する。また、健康状態の多重チェックを行うとともに、感染防止対策の全校指導体制を確立する。(特措法第24条第9項)
- ◆大学、専門学校等ではオンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実施により密を回避する。(特措法第24条第9項)

【公立施設】

公立施設

- ◆業種別ガイドライン等に基づき、入場整理など、感染防止対策を徹底する。

「夏の再拡大防止特別対策（道案）」に対する主な意見

1 有識者・専門家等の意見

1-①

新規感染者の下げ止まり、感染経路不明者や30歳代の割合の増加、そしてデルタ株など、心配な要因が数多くある。しかも、あと2週間ほどで学校も夏休みとなることを考えると、ご提案の通り、「夏の再拡大防止特別対策」が大切になると考える。

対策の内容については、異論はないが、報道にもあったよう時短命令に従わない飲食店への厳密な過料手続きの実行と時短に従っている店への補償などめりはりのきいた対応をしていただきたい。

また、学校が夏休みに入ることもあり、動物園等の施設利用者への検温等のしっかりとした対応をお願いしたい。また、中学校・高校の部活が再開している学校が多いが、夕方、コンビニにより飲み食いしている姿を見るようになった。校内のみならず、下校後の指導も強化するとよいのではないかと。

1-②

今回の対策については、まん延防止終了後も札幌市を重点地域とすること、その対策内容とも、異存なし。

直近の感染者数自体はそこまで増えていないが、札幌市内のリンク無し割合の急増、デルタ株の増加状況からすると、先手の対策が必要と考える。

1-③

道案に異論なし。

札幌から次の感染の波が全道に波及しないようにしなければならないと考える。

オリンピック・夏休み・お盆休みと人の移動の多くなる季節をいかに少なくするかが重要。ワクチン接種と医療の確保が十分進むまで、札幌市民に頑張ってもらいたい。

1-④

対策について異論なし。

重点地域では、感染増加が見られる場合は対策延長を含めた強い措置を講ずるとしている通り、今後、状況が悪化した場合は躊躇なく判断していただきたい。

事業所、学校における集団感染の発生が散発的に続いていることから、発生事例の傾向と対策を示し、改めて事業所における感染対策の徹底を呼び掛けてほしい。

1-⑤

札幌市においては、感染経路不明割合が高い数値を示し感染者数が下げ止まっており、予断を許さない局面が続いていると認識している。

また、札幌市の感染拡大が全道に波及してきたこれまでの傾向を踏まえると、札幌市を重点地域として感染拡大防止の一層の徹底を図る今回の措置は妥当な判断であると受け止めている。

道におかれては、札幌市と連携の上、飲食店の営業時間延長に伴う感染拡大が生じないように、アクリル板の設置等の感染防止対策を再徹底いただくとともに、道民の札幌市との往来自粛、「新北海道スタイル」の実践などを周知徹底し、札幌市の感染者数の減少と全道への感染波及の防止に最大限注力していただきたい。

今般定めた「夏の再拡大防止特別対策期間」におけるワクチン接種の加速化に向けて、道におかれては、医師会や市町村との連携をより一層強化し、市町村や職域接種を申請した企業に対する着実なワクチン供給を国に強力に働きかけていただくとともに、道の設置する大規模接種会場の効率的かつ柔軟な運用等による接種回数および接種年代の拡大を図るようお願いしたい。

当会としても、引き続き緊張感を維持しながら、会員企業に対するテレワーク等の継続を通じた人流や接触機会の削減ならびにワクチン休暇の推奨等を周知徹底し、感染拡大の収束と社会経済活動の両立に向けた取り組みを進めていく。

1-⑥

段階的な緩和を行う道の対策案について異論はない。

時短措置の必要性や解除に向けた目標など、指標データ等を用いて道民に分かりやすく伝えることで対策への理解・協力が進むと考える。

1-⑦

全体の対策のなかで、ワクチン接種拡大などに向けた行政側の取組みについても記述すべきではないか。ワクチン接種が感染防止対策の現在の要となっており、「関係機関と連携して、接種拡大に最大限努力する」くらいは記載する必要があるのではないかと考える。

札幌市について、2週間の強い対策を残すことに関して、基本的には指標となる数値に基づいて、規制や規制解除をすべきかと考えるので、丁寧にその意味や効果などについて、説明すべきでないかと思う。

また、解除できなくはない状況なども踏まえ、例えば、「本来は一段の解除もあるが、感染拡大の芽をしっかりと抑え、ワクチン接種拡大と相まって、いち早く普通の生活、経済を持続的に確保するために、いま一段の協力をしてほしい」といったメッセージを出す必要があると思う。

今回の対策にはまだリンクできないとは思いますが、若者などのワクチン接種拡大に向けて、旅行などでの補助などの対策も考えていく必要があると思う

1-⑧

緊急事態宣言以前と変わらぬ状態に人流が戻りつつある。新規感染者数も先週に比べ増えてきており、変異株への置き換わりが進むことを懸念する。

唯一の有効手段とされるワクチンの確保が安定していない為、予約の中止など見通しを立てることができない状況にあり、医療機関にも負担をかけている。ワクチン確保に注力をお願いしたい。

1-⑨

道案については異論なし。

近いうちにデルタ株が蔓延すると思われるので、特に札幌市は注意を

お願いする。

ワクチンについては、供給が減少するが可能な限り在庫を溜めずに、すみやかな接種をお願いする。

1-⑩

デルタ株陽性者の増加、人数が減ってきているにも関わらず感染経路不明者が増加傾向にあることから、今後近いうちに再び患者数が増えてくることが予想される。

東京近辺の五輪開催が無観客になる中、マラソン、競歩はチケットなしで雰囲気を楽しむことから、札幌に全国から人が集まる可能性は否定できない。また、そのような人達が、道内のほかの地域に足を延ばすことも十分に想定される。

現在の感染状況からは、東京、大阪からの来道者に対するPCR検査、抗原定量検査の提供も有効な対策の一つであるが、状況によっては他の地域からの移動者に対しても、必要な対策を検討いただくとともに、ワクチン接種をした場合でもこれまで同様に感染予防対策を徹底することを呼び掛けていただきたい。

2 市町村・関係団体の意見

2-①

小樽市の昨今の感染状況としては、週合計で1～2名、人口10万人当たりの新規感染者数は0.9～1.9人であり、北海道における警戒ステージ2を下回っていることから、札幌市のみを重点地域としている今回の対策には同意する。

ただし全道の感染状況は、新規感染者が下げ止まりの状況であり、また、デルタ株の疑い例も急速に増えてきているため、今後、感染拡大に転じた場合には、「札幌圏」という圏域に配慮いただき、然るべく対策を検討いただきたい。

2-②

今週に入り、新規感染者数が増加傾向となり、あわせて、感染経路不明者も増加している状況。デルタ株感染者も確認されていることから、引き続き注意が必要と考える。特にデルタ株のチェックは徹底して行っていただき、感染拡大にならないようにしていただきたい

2-③

「特に飲食の際は」の要請内容について、「飲食店の利用の際には、店が実施している感染防止対策に協力する」を追加していただきたい。

2-④

感染予防対策としてワクチン接種は非常に有効な手段であるが、都道府県の中で北海道の接種率が低い現状であることから、接種率を高めるための新たな手法を検討するべき。また、職域接種については、新規申請受付が休止している状況から、早期再開について国に強く要請願うとともに、道として情報提供に努めるだけでなく、各種調整に積極的に関与して円滑な実施をサポート願いたい。

検査陽性率、新規感染者数、感染経路不明割合が先週1週間と比較し

て増加するなど懸念材料もあることから、特別対策を講じることはやむを得ないものと考えます。

2-⑤

これまでも繰り返し求めて来たとおり、「移動」自体の感染リスクが高いとの挙証はなく、「移動する行為自体はリスクが低いこと」と「移動先での過ごし方によってはリスクが高まること」とを明確に分けた上で、各々に対策を策定し、的確な情報発信をすべきと考える。

2-⑥

札幌市内の時短要請について、「営業時間の変更」の要請ということで、影響を被る事業者に協力いただくためにも、取引事業者を含め、手厚い支援策が伴うことはもとより、納得感の伴う本対策の効果・必要性の丁寧な説明をお願いしたい。

新規感染者数、入院患者数は減少傾向にあったものの先週比で上回る日が増加傾向にあり、加えてここ2日は60人を超えてきている。

第4波（3月頃）のように、対策終了後、さほど間を空けず、増加に転じる可能性も否定できないことから、実効再生産数のモニタリング等を強化し、弾力的な施策を展開いただきたい。

職域接種については、各地から、「打ち手などの確保ができて、肝心のワクチンが確保できない」との声が寄せられている。市町村が求めるワクチンが確実に配分されるよう、改めて国に強く申し入れていただきたい。

また、北海道は全国的にみても接種が遅れている地域である。特に65歳以上の接種率は、全国と比べても、1回目接種で15%、2回目接種で10%程度、低位にある。この全国との接種率の差は本当に供給量が足りていないだけなのか。接種率が見劣りしている原因について、分析・精査いただき、道民不安払拭に努めていただくとともに、全国水準への早期キヤッチアップに向け、余市モデル等も参考にさせていただき、官民挙げての接種体制の拡充・追加施策をとっていただきたい。

道立施設における感染防止対策の指針(案)

令和2年5月21日(令和3年7月●日改定)

北 海 道

趣 旨

- ・ 本指針は、道立施設における新型コロナウイルスの感染を防止するため、施設管理者及び施設利用者が取り組む基本的事項をまとめたものである。
- ・ 道立施設については、感染防止対策を徹底した上で運営することとしているため、引き続き、以下の対策を講ずるものとする。

1 施設管理者が実施する事項

(3つの「密」の防止)

- ・ 「3つの密」を徹底的に避けるため、「北海道スタイル」などの取組を実施及び掲示
- ・ 入口、展示室等は、十分な間隔をとり、立ち位置を表示
- ・ 座席等がある場合は、十分な間隔を空け（四方を空けた席配置等）対面としないよう利用（やむを得ず対面する場合はアクリル板などで遮蔽）
- ・ 座席等を使用させない場所に、「北海道ソーシャルディスタンス」を表示
- ・ 公園等の場合は、十分な間隔をとるなど感染予防対策等を掲示
- ・ 施設内（室）においては、業種別のガイドラインに基づいた十分な間隔がとれる最大入場者人数とするなど、入場制限を実施
（入場制限の可能性のあることを、事前にホームページや掲示により周知）
なお、入場制限を実施した場合は、待ち時間が長時間にならず、かつ、間隔を空けて順番待ちができるよう努める
- ・ 外気を取り入れるため、定期的に換気を実施
（可能であれば、2つの方向の窓を同時に開ける）
- ・ 利用者が集まりそうな場所を特定し、各施設の状況に応じた分散させるための工夫を講ずる

(飛沫感染、接触感染の防止)

- ・ 施設職員に対しては、マスクの着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
- ・ 施設内の座席・器具など共有物は、定期的に消毒を実施
- ・ 利用者に対面する場合(入場料徴収、売店など)は、ビニールシートやアクリル板などで仕切を設置
- ・ 飲食を認める施設においては、業種別のガイドライン等に基づき、感染予防対策等を徹底するとともに、利用者に対し、黙食の取組を掲示

(業種別のガイドライン等の取組)

- ・ 上記の対応に加え、内閣官房のホームページで示されている業種別のガイドラインを踏まえ、施設の状況に応じた必要な感染防止対策を徹底
- ・ 感染防止対策の取組を可視化するため、『『北海道スタイル』安心宣言』などの取組を掲示

(施設利用者に対する対応)

- ・ 感染防止対策（新型コロナウイルス感染拡大防止通知等）をホームページ等で周知するとともに施設入口に掲示
- ・ マスクをしていない利用者へのマスク（手作り可）を用意するなど、原則、着用率の100%を担保（運動時など、人体に悪影響を及ぼす可能性がある場合は除く。ただし、運動時以外においては、必ずマスクを着用）
- ・ 入口に消毒液を設置し、利用者に手指の消毒を要請
- ・ 非接触型体温計などにより、検温・体調管理を実施
- ・ 大声を出す者などがいた場合は、個別に注意等を実施
- ・ 利用者の氏名及び緊急連絡先については、システムの利用や名簿を作成するなど業種別のガイドライン等に基づき、適切な把握に務める
- ・ 北海道コロナ通知システムのQRコードを作成し、施設の入口に掲示
- ・ 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の登録促進について、施設の入口に掲示

2 施設利用者へお願いする事項

- ・ 発熱又は風邪の症状がある者等の入場を制限
- ・ マスクの原則着用
- ・ 入場時に手指消毒を実施
- ・ 咳エチケットや手洗いの励行
- ・ 北海道コロナ通知システムの登録
- ・ 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の登録及び利用
- ・ 飲食可能な施設においては、黙食を実践し、会話時はマスクの着用を徹底

【参考資料】

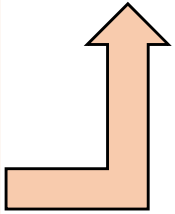
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策 内閣官房ホームページ(業種別のガイドライン等)
- ・ 「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」～「新しい生活様式」の実践例（令和2年5月4日（令和2年6月19日一部修正）新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
- ・ 最新の変更による「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年7月8日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

石狩振興局管内のこれまでの取組等 資料8

感染状況	期間	住民や事業所への周知・啓発	その他
4月中旬から新規感染者が増加	札幌市内におけるGW特別対策期間 (4/24~5/8)	◇共同メッセージの発出(4/28) ◇HPやSNSによる注意喚起	◇保健所の体制強化(5/3~) (振興局職員派遣)
新規感染者急増	まん延防止等重点措置期間 (5/9~5/15)	◇管内事業所等に向けた啓発◇市町村長メッセージをHP等に掲載	◇市町村立施設の利用制限等 ◇保健所の体制強化 (振興局派遣職員を増員)
新規感染者ピーク	緊急事態措置期間 (5/16~6/20)	◇広報車による注意喚起 ◇主要駅での注意喚起 ◇市長による街頭啓発 ◇感染拡大防止啓発動画配信(6/11~) ◇防災無線、広報誌、HP等を活用した注意喚起	◇市町村立施設の休館 ◇飲食店の現況確認 ◇社会福祉施設等の集団感染への対応(現地支援対策本部設置) ◇保健所の体制強化 (本庁等からの支援体制構築)
新規感染者減少傾向	まん延防止等重点措置期間 (6/21~7/11)	◇感染拡大防止啓発動画(第2弾)の発信(7/5~) ◇防災無線、広報誌、HP等を活用した注意喚起	◇飲食店の現況確認 ◇社会福祉施設等の集団感染への対応継続 ◇コロナ禍における飲食店や道の駅応援プロジェクト

○現在の管内の感染状況等(札幌市を除く)

- ◇1日当たり新規感染者数 【最大時(5/21)】 「127人」 → 「7/9」 「2人」
- ◇10万人当たり感染者数/週 【最大時(5/25)】 「130人」 → 「7/9」 「2.4人」
- ◇社会福祉施設・認定こども園や学校などの集団感染の収束



◆夏の人の移動の活発化を見据えた注意喚起
HPやSNS等を活用した注意喚起の実施

◆「北海道飲食店感染防止対策認証制度」の試行実施に向けた取組
恵庭市及び当別町内の飲食店への周知・協力依頼、申請に向けた事前調整

今後の取組

後志管内における感染拡大防止の取組

資料 9

感染状況

- 6月中旬以降、新規感染者は**大幅に減少**
 - ・ 小樽市 ～ 直近3週間（6/18～7/8） 合計 6人
 - ・ 町村部 ～ //

これまでの取組（小樽市）

- ・ 広報車による外出自粛啓発（小樽市・振興局）、市内商業地区における人流状況の確認（振興局）
- ・ FMラジオ ※、防災行政無線での啓発（小樽市・振興局）
- ・ 「市長メッセージ」をホームページ等で動画配信、街頭スピーカーで放送（小樽市）
- ・ 市役所入口及び窓口におけるデジタルサイネージでの啓発（小樽市）
- ・ 飲食店の休業・時短営業の見回り（小樽市・振興局） ※
- ・ 新たにまん延防止等重点措置用の住民向け啓発チラシを作成・配布、HP及びSNSで発信（振興局）

※ は、まん延防止等重点措置移行後も継続

今後の対策

◆ 夏の観光シーズンに向けた対応

道内外からの観光客の増加を見据え、事業者向け啓発チラシを作成し、**感染防止対策の徹底を改めて通知**、個別に関係団体等を訪問し感染防止対策の取組を徹底

◆ 「北海道飲食店感染防止対策認証制度」の試行実施に向けた取組

小樽市内の飲食店への周知・協力依頼、申請に向けた事前調整

上川管内の感染状況と今後の取組

資料10

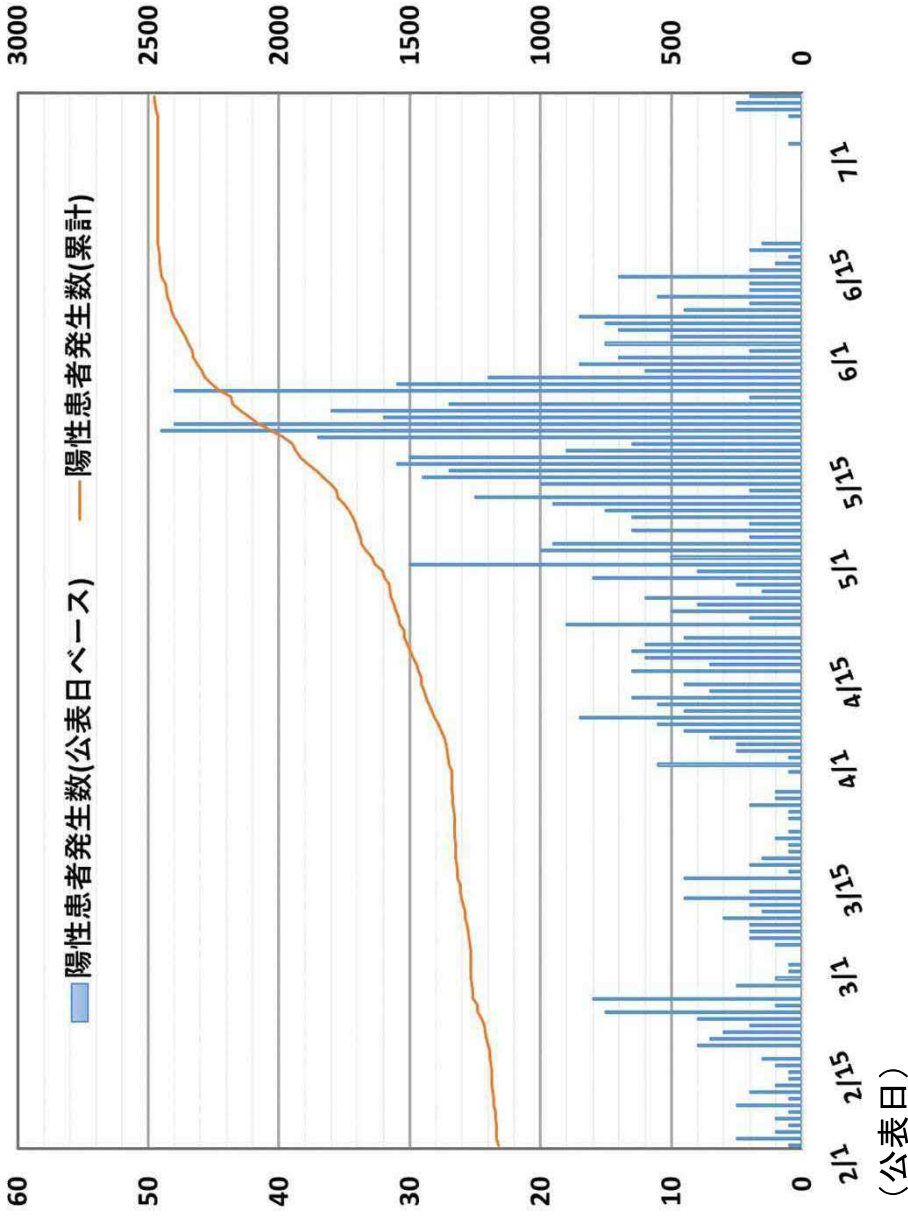
管内の感染状況

- ▶ 6月17日から30日まで新規感染者ゼロが続き、医療提供体制も大きく改善
⇒ 7月1日から宿泊療養施設（2棟）の運営を休止
- ▶ 7月に入り、新規感染者が続けて発生し、7月7日には旭川市内において新たな集団感染が確認
⇒ 宿泊療養施設1棟について、7月9日から運営を再開

今後の取組

- 宿泊療養施設の円滑な運営
・ 旭川市、空知・留萌・宗谷各振興局との協力
- 管内向けチラシによる周知啓発
・ 市町村や関係団体との連携
- 「北海道飲食店感染防止対策認証制度」の試行実施に向けた取組
・ 旭川市内の飲食店への協力依頼

（人/日） < R3年7月8日現在 > （累計）



直近4週の感染状況

（単位：人）

	6/11～6/17	6/18～6/24	6/25～7/1	7/2～7/8	累計
合計	28	0	1	15	2,479
旭川市	21	0	1	13	2,053
旭川市以外	7	0	0	2	426